

市立甲府病院運営ビジョン

平成 26 年 4 月 1 日

改正：平成 29 年 3 月 31 日

1 運営ビジョンの背景

- ・ 社会保障と税の一体改革が示す医療制度の方向性
- ・ 第 2 期医療費適正化計画（平成 25～29 年度）が示す山梨県の医療のあり方
- ・ 山梨県地域医療構想が示す 2025 年の機能別必要病床数

人口の高齢化に伴う社会保障費の増加は、国家財政に大きな影響を与えていることから、国は平成 24 年 2 月に「社会保障・税の一体改革大綱」を定め、その中で消費税の税率改正とともに 2025 年（平成 37 年）に向けた医療制度、診療報酬制度改革の方向性を示した。

この中で、医療と在宅医療に関連する介護サービスについては、「高度急性期への医療資源の集中投入など入院医療強化」、「在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築」が方針の柱として示された。

これに加え、増加する医療費に対する財政負担を抑制するための第 2 期医療費適正化計画（平成 25～29 年度）が国と各県が連携して策定され、この中で山梨県の医療費適正化計画では地域の疾病動向や保健計画等と連動した、「生活習慣病の予防対策」と「平均入院日数の短縮対策」を柱とする施策が示された。

また、平成 28 年 5 月には、山梨県地域医療構想が策定され、2025 年を見据えた効果的かつ効率的な医療提供体制の整備に向け、構想区域における 2025 年の病床の機能区分ごとの必要病床数等が提示された。

本ビジョンは、こうした背景を踏まえて、今後 10 年間の当院のあるべき姿への道筋を示すものとする。

2 当院の地域医療の役割（取り組む項目と趣旨）

目標：地域医療支援病院の認定

- (1) 回復期医療機能及び在宅復帰支援機能の強化と地域医療連携の推進
- (2) 断らない医療の実現に向けた救急医療体制と診療体制の充実
- (3) 地域で求められるがん治療や周産期等に関する医療の推進
- (4) 災害時において確実に医療提供ができる体制の充実
- (5) 甲府市が進める地域医療、保健事業への貢献
- (6) 安定的な病院運営を実現する人材育成と人事組織体制の構築
- (7) 持続性のある経営基盤の確立に向けた職員の意識改革、収益確保と経費の削減

3 当院の役割を実現する具体的な取り組み

(1) 回復期医療機能及び在宅復帰支援機能の強化と地域医療連携の推進

今後 10 年間の中北医療圏では、65 歳未満の医療需要は 9%程度減少する一方、75 歳以上の医療需要は 29%程度増加することが見込まれている。

当院では、2025 年に向けた地域包括ケアシステム構築に向けて、当地域に不足する回復期病床として、平成 28 年 1 月に地域包括ケア病棟（52 床）を開設したところであるが、今後はベッドコントロール会議による医療需要に沿った病床運営を一層強化する必要がある。

同時に、総合相談センターによる患者相談をはじめ、在宅復帰に向けた患者支援機能を強化する必要がある。

また、当院は、夕方の開業医からの紹介患者受け入れに積極的に取り組んで来たが、今後は、在宅医療に関する国の対策が本格化していくことから、地域の医療機関・介護機関が看取りまでの在宅医療を担うために当院が支援する体制を整備し、今まで以上に緊密な連携を推進していく。

(2) 断らない医療の実現に向けた救急医療体制と診療体制の充実

当院は、これまで医療スタッフの増員を図るなかで、救急患者受け入れや総合内科診療の充実に取り組んできたが、県内の救急医療を担ってきた医療機関がスタッフ不足などで体制維持に苦慮する状況も生じてきていることや、診療科の選択が難しい患者の増加などから、今までの取組を更に強力に推進し、経営協議会からの経営改革についての提言に盛り込まれている「断らない医療」の実現に向けて、積極的に取り組む。

(3) 地域で求められるがん治療や周産期等に関する医療の推進

国は医療費の過大な伸びを抑制するため、生活習慣病やがんの総入院日数を短縮する数値目標の設定や疾病別医療機関の機能分化と連携等を基本方針として設定し、都道府県ごとに作成する医療費適正化計画と連動して、地域の実情に応じた具体性を高めた計画として引き継がれている。

山梨県においても、生活習慣病の予防対策の強化や平均在院日数を 4.1 日短縮した 28.4 日とする目標が掲げられており、こうした地域で求められる予防医療とがん治療に関する医療を、引き続き推進していく。

また、産科医師不足から、県内においても分娩医療機関が減少していることから、女性が安心して出産できる体制を今後も堅持していく必要がある。

助産師外来の診療体制の充実をはじめ、自然分娩患者の積極的な受入体制を構築するとともに、地域診療所や助産所との連携強化を推進する。

(4) 災害時において確実に医療提供ができる体制の充実

地域災害拠点病院として、当院はより現実的な災害時対応を想定した対応を訓練し、資機材を整備していくことが求められており、また、東日本大震災の際の福島県郡山

市への医療班の派遣や災害対策研修、トリアージ訓練などで職員の災害時医療に対する関心の高さも示されていることから、これをベースに地域災害拠点病院としての機能を計画的に高めて行く。

(5) 甲府市が進める地域医療、保健事業への貢献

甲府市は、病院事業以外に一次救急を甲府市医師会に委託して実施しているほか、国民健康保険事業の一環としての南北のへき地に診療所を設けて医療を提供している。

これに加え、市民の健康づくりのための保健事業を実施し、その健康診断に当院の医師が協力している状況である。

当院の経営に一般会計から毎年度支出されている繰出金は、当院が行っている地域に必要な医療や高度医療などの不採算部分の補填や保健事業に協力する費用を根拠に積算されている。

医療スタッフの充実が図られつつある状況を踏まえ、公立病院として甲府市の実施する医療・保健事業に引き続き協力して行く。

(6) 安定的な病院運営を実現する人材育成と人事組織体制の構築

国は病院・病床機能の役割分担等を踏まえ、急性期への医療資源の集中投入を示していることから、急性期医療の提供を主体とする当院が今後も安定した経営をしていくためには、人材を確保・育成し、その能力や資格を活用していく必要がある。

このため、更なる組織体制の整備と円滑な組織運営を行うための新たな人事体制の整備を図る。

(7) 持続性のある経営基盤の確立に向けた職員の意識改革、収益確保と経費の削減

良質な医療提供体制の維持に必要となる、安定した経営基盤を確立するためには、何よりも第一に、職員一人一人が当事者意識を持ち、危機意識を高め、健全経営化を成し遂げるといふ強い信念を持つ意識改革が必要である。

こうした意識のもと、経営・医事部門の機能強化や経営改善推進チームによる機能評価係数向上対策、指導料・管理料等の算定対策等、あらゆる面から絶えず対策を講じ収益の向上を図り、適切な財源を確保しなければならない。

また、目標管理制度による進行管理等、経営改善に向けた新たな取り組みを常に検討することや、日常的に経費の削減に取り組み、途切れることのない経営効率化を進める。

4 経営計画

本ビジョンに基づく、具体的な取り組みや財政推計を示すため、市立甲府病院経営計画（平成26年度～平成30年度）を継承した新市立甲府病院改革プランを策定する。

5 計画の見直し

平成 30 年は診療報酬・介護報酬の同時改定をはじめ、第 7 次医療計画、第 3 次医療費適正化計画の開始年度となっている。こうした今後の医療政策の動向等を踏まえ、本ビジョンは必要に応じて見直しを行っていくものとする。